各農業委員会事務局長 様

一般社団法人愛知県農業会議事務局長 (印章省略)

「雇用就農資金」令和6年度第3回募集について(通知)

平素は新規就農者の相談活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。 さて、一般社団法人全国農業会議所が実施主体となり、50歳未満の就農希望者(以下「法人等雇用就農者」という。)を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」令和6年度第3回の参加者の募集が行われますので、農業法人や大規模農家等に事業の周知をお願いします。

今回、本事業のうち農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付する「雇用就農者育成・独立支援タイプ」と、農業法人等が新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付する「新法人設立支援タイプ」の募集となります。

事業の対象となる法人等雇用就農者は、原則として 2024 年 2 月 1 日~2024 年 10 月 1 日の間に正社員として 5 0 歳未満で採用され、支援開始日時点で正社員としての就業期間が 4 ヶ月以上 1 2 ヶ月未満を経過している方です。

なお、お手数をおかけしますが、募集要領や申請様式等は「雇用就農資金」ホームページからダウンロードしてください。詳細を募集要領にて必ずご確認ください。

記

1 送付資料

- ・農業経営者の皆さまへ「雇用就農資金」(チラシ)
- ・「次世代の農業経営者育成」を支援します!!! (チラシ)

2 募集期間

令和6年10月15日(火)~11月15日(金)<必着>

- ※ 提出期限は、募集期間最終日の午後5時まで。郵送の場合は当日必着。
- ※「雇用就農資金」ホームページ内の「応募申請フォーム」より応募申請を 行ってください。
- ※「応募申請フォーム」からの申請が難しい場合は、必要な書類をメール又は 郵送で愛知県農業会議に送付してください。

3 雇用就農資金ホームページ

https://www.be-farmer.jp/farmer/employment/fund/

雇用就農資金 で検索してください。

- 4 令和6年度からの主な変更点
- (1)環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート 令和6年度より、農林水産省の補助事業を申請する経営体は「環境負荷低減の クロスコンプライアンスチェックシート」の提出が必須となりました。
- (2) 法人等雇用就農者の要件ク 2号-1労働環境整備の選択要件 労働環境整備の選択要件の選択肢に以下の(エ)(オ)が追加になりました。 (エ)、(オ)に既に取り組んでいる場合は、認定証の写しの提出が必要となります。
 - (エ)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(「プラチナくるみん」「くるみん」又は「トライくるみん」)を受けること。
 - (オ)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」)を受けること。
- (3) 2号-2 增加分支援要件

過去に雇用就農資金を活用し、助成金交付実績のある法人等雇用就農者が11名以上いる場合は、参考様式⑧に記載し、添付書類として提出してください。

5 その他

農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するため、国内外の先進的な農業法人や異業種の法人に派遣して行う現場実践研修(OJT研修)に対して助成を行う「次世代経営者育成タイプ」は、2025年1月31日(金)まで随時募集しています。(同封のチラシを参照してください。)

※この件についてのお問い合わせ先

一般社団法人愛知県農業会議 農政課 担当:竹内・近藤

住所〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目6-1 愛知県三の丸庁舎8階

電話 052-962-2841 FAX 052-953-0399

メールアドレス koyoshuno@nougyoukaigi.or.jp

問い合わせ時間 平日9:00~12:00 13:00~17:00 土曜・日曜、祝日は休み